



第33期 定時株主総会 招集ご通知

2016年3月1日から2017年2月28日まで

株主総会参考書類

招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 計算書類
- 監査報告

開催情報

日時: 2017年5月23日(火曜日)

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所: 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

帝国ホテル 本館2階 牡丹の間

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株式会社ツヴァイ

証券コード: 2417

2017年5月8日

株主の皆さまへ

東京都中央区銀座五丁目9番8号
株式会社 ツヴァイ
代表取締役社長 縣 厚 伸

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2017年5月22日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年5月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
帝国ホテル 本館2階 牡丹の間（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第33期（2016年3月1日から2017年2月28日まで）事業報告、計算書類並びに会計監査人および監査役会の監査報告の件
決議事項
第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.zwei.co.jp/ir/soukai.html>）に掲載いたします。

◎決議ご通知につきましては、定時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.zwei.co.jp/ir/soukai.html>）に掲載いたします。

議決権行使に関するお願い

A 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2017年5月22日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	9
計算書類	
貸借対照表	26
損益計算書	27
株主資本等変動計算書	28
監査報告	
計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	39
監査役会の監査報告	40

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 <small>あがた</small> 縣 <small>あつのぶ</small> 厚伸	再任	生年月日	1953年12月20日	所有する当社の株式数	3,600株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況			1978年 3月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 1991年 5月 ミニストップ株式会社取締役 1999年 5月 同社常務取締役 2000年 5月 同社専務取締役 2001年 5月 イオン株式会社 I T ・物流本部長 2002年 5月 同社取締役 2003年 5月 同社常務執行役 2003年 5月 同社グループ I T 担当 2008年 4月 同社グループ人事総務・企業倫理担当兼グループ I T 担当 2008年 5月 同社グループ人事総務・企業倫理担当 2008年 8月 同社執行役 2008年 8月 同社グループ人事最高責任者兼グループ管理最高責任者 2010年 3月 同社グループ人事・管理最高責任者 2011年 3月 同社グループ I T 責任者 2011年 5月 イオンアイビス株式会社代表取締役社長 2014年 3月 当社顧問 2014年 5月 当社代表取締役社長（現任）		
取締役候補者とした理由			縣厚伸氏は、1991年のミニストップ株式会社取締役就任以来、長年にわたりイオン株式会社取締役、執行役等イオングループの経営職を歴任してまいりました。2014年に当社代表取締役社長に就任以降、事業基盤の強化を実現すべく陣頭に立ち、提供サービスの刷新等の経営改革を牽引しております。これまでの会社経営に関わる豊富な経験と高い知見に基づく強いリーダーシップにより、当社の経営に寄与するものと判断しましたので、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係			縣厚伸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

2 ふくしま とおる 福島 徹

再任

生年月日	1957年 6月 9日	所有する当社の株式数	7,500株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1980年 4月 株式会社伊勢甚入社 2005年 4月 当社人事総務部長 2006年 5月 当社管理本部長 2008年 5月 当社取締役管理本部長 2010年 5月 当社取締役事業開発本部長 2011年 8月 当社取締役海外事業本部長 2012年12月 当社取締役管理本部長 2015年 2月 当社取締役会員サポート本部長（現任）		
取締役候補者とした理由	福島徹氏は、2005年より当社の人事・総務、経営管理、事業開発、海外事業に携わり、現在は会員サポートの業務を執行し、会員サポートの充実に取り組んでおります。長年にわたる経験から人事・総務分野に精通しており、これまでの幅広い分野での豊富な経験と知識を活かして、当社の重要な業務の執行に十分な役割を果たすことが期待できると判断しましたので、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	福島徹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

3 えぐち つとむ 江口 勉

再任

生年月日	1958年 8月28日	所有する当社の株式数	3,300株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1981年 3月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2004年 5月 株式会社イオンファンタジー取締役 2005年 5月 同社取締役営業本部長代行 2006年 4月 同社取締役室内ゆうえんち事業本部長 2008年 3月 同社取締役室内ゆうえんち近畿・中部事業本部長 2009年 3月 同社取締役近畿・中部事業本部長 2012年 4月 同社取締役 2012年 5月 当社取締役営業企画本部長 2013年 3月 当社取締役営業本部長 2013年 9月 当社取締役営業担当 2015年 2月 当社取締役事業開発本部長（現任）		
取締役候補者とした理由	江口勉氏は、2004年に株式会社イオンファンタジーの取締役に就任以来、経営者として営業、事業開発分野の業務執行に携わり、2012年に当社の取締役に就任以降はその経験を生かし、当社の営業、事業開発およびマーケティングの強化に努めてまいりました。長年にわたり経営者として営業、事業開発分野での豊富な経験と深い知識を有し、当社取締役に相応しい経験と能力があるものと判断しましたので、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	江口勉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

4 後藤 喜一

再任

生年月日	1965年 2月 13日	所有する当社の株式数	2,700株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1987年 3月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 2004年 5月 当社経営戦略室長 2007年 9月 当社経営企画室長 2008年 2月 当社経営企画本部長 2010年 5月 当社経営管理本部長 2011年 8月 当社管理本部長 2012年 5月 当社取締役管理本部長 2012年 12月 当社取締役経営戦略本部長 2013年 3月 当社取締役会員サポート企画本部長 2015年 2月 当社取締役経営管理本部長（現任）		
取締役候補者とした理由	後藤喜一氏は、2004年より当社の経営企画、経営管理分野に携わり、2012年に取締役に就任以来、管理、経営戦略、広報・IR、会員サポートの業務を統括し、現在は経営管理を担う取締役として経営基盤の強化に取り組んでおります。長年にわたる経営企画、IR、財務に関する豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営基盤の強化を期待できるものと判断しましたので、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	後藤喜一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

5 原田 直樹

再任

生年月日	1962年 2月 2日	所有する当社の株式数	2,800株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1984年 3月 ジャスコ株式会社（現イオン株式会社）入社 1997年 4月 当社人事総務部長 2001年 9月 当社営業部長 2005年 9月 当社営業サポート部長 2008年 11月 当社事業化推進部長 2010年 9月 当社新規事業部長 2013年 3月 当社経営戦略本部長 2015年 2月 当社営業本部長 2015年 5月 当社取締役営業本部長（現在）		
取締役候補者とした理由	原田直樹氏は、1997年より当社の人事・総務、営業、事業化推進、経営戦略と長年にわたり幅広い領域に携わり、2015年に当社の取締役に就任以来、営業本部長として商品・サービス改革に取り組んでおります。営業分野での豊富な経験に加え、企業管理部門にも精通しており、これまでの豊富な経験と知識を生かし、当社の企業価値の向上に貢献できるものと判断しましたので、同氏を引き続き取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	原田直樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

6 くろやなぎ やすこ 黒柳 泰子

再任

社外取締役就任年数 2年

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1969年 7月 8日	所有する当社の株式数	-株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1998年 5月 株式会社旺文社エンタープライズ入社 1999年 6月 同社管理本部法務部長 2000年10月 マイクロソフト株式会社（現日本マイクロソフト株式会社）入社 2009年12月 弁護士登録 2010年 4月 財団法人赤尾育英奨学会（現公益財団法人赤尾育英奨学会）評議員 2011年 5月 麻布十番パートナーズ法律事務所 共同代表（現任） 2012年12月 公益財団法人赤尾育英奨学会 理事（現任） 2014年12月 公益財団法人ぐんま国際教育財団 評議員（現任） 2015年 5月 当社社外取締役（現任） 2016年12月 株式会社旺文社 社外取締役（現任）		
社外取締役候補者とした理由	黒柳泰子氏は、弁護士としての豊富な経験と知識を有するとともに、企業法務にも精通しており、これらを当社のコンプライアンス経営に活かしていただいていると判断しました。よって、同氏を引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	黒柳泰子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 社外取締役との責任限定契約の締結に関して
 黒柳泰子氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

生年月日	1953年12月25日	所有する当社の株式数	-株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1974年 4月 東洋信託銀行株式会社入社		
	1980年 1月 株式会社武富士入社		
	1996年 6月 同社本社教育部次長		
	2001年11月 株式会社アイシン入社		
	2001年11月 同社管理部長		
	2002年 6月 同社取締役管理部長		
	2004年12月 オリエント信販株式会社（現 株式会社 n k 3 ホールディングス）入社		
	2004年12月 同社人事部部長		
	2008年10月 富士ソフト株式会社入社		
	2008年10月 同社人財部部長		
	2011年 4月 株式会社 n k 3 ホールディングス入社		
	2011年 4月 同社人事部部長		
	2012年 4月 株式会社人財育成大重塾代表取締役社長（現任）		
	2016年 5月 当社社外取締役（現任）		
社外取締役候補者とした理由	大重絹子氏は、「人財」育成についての様々な知見と豊富な経験を有するとともに、現在、代表取締役社長として自ら会社を経営されていることから幅広い見識をお持ちであり、これらを当社の経営に活かしていただいていると判断しました。よって、同氏を引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	大重絹子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 社外取締役との責任限定契約の締結に関して

大重絹子氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役岩崎昭二氏は任期満了となります。
つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

いわさきしょうじ
岩崎 昭二

再任

監査役就任年数1年

社外監査役候補者

生年月日	1955年 6 月26日	所有する当社の株式数	100株
略歴、地位および重要な兼職の状況	1979年 4 月 株式会社ケーヨー入社 2000年 7 月 同社財務本部経理部長 2007年 2 月 イオン株式会社入社 2007年 2 月 同社内部統制構築プロジェクト 2011年 3 月 同社 I F R S ・ I T プロジェクト 2013年 8 月 同社単体経理部マネージャー 2015年 5 月 メガパトロ株式会社非常勤監査役（現任） 2016年 5 月 当社常勤監査役（現任）		
社外監査役候補者とした理由	岩崎昭二氏は、これまでの経理・財務での豊富な知識、経験および内部統制構築推進の経験と幅広い知見をお持ちであり、これらを活かしていただくため社外監査役として、引き続き選任をお願いするものです。なお、同氏は当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であるメガパトロ株式会社の非常勤監査役を兼務しておりますが、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、当社とメガパトロ株式会社との間には、特別な取引関係はありません。		
特別の利害関係	岩崎昭二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。		

以 上

添付書類

事業報告

(2016年3月1日から
2017年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 経営成績に関する分析

わが国では、厚生労働省の人口動態統計の2016年推計によると、出生数が死亡数を下回る自然減が10年連続となっており、人口減少が深刻な社会問題となっております。また、婚姻件数も前年より約1万4千組減少するなど依然として低い水準が続いており、未婚化、晩婚化は人口減少に大きく影響していると考えられます。

このような状況の中、少子化問題解決のために出会いの場の創出は不可欠であり、「幸せな出会いを創造する」ことを経営理念としている当社におきましても、顧客満足度の更なる向上を実現するとともに、1組でも多くの成婚者を創出するべく事業に取り組んでまいりました。

当事業年度における各事業の主な取り組みは次のとおりであります。

(ツヴァイ事業)

ツヴァイ事業におきましては、会員数の増加に向けて、来店予約率、営業力、会員サポートの強化に取り組んでまいりました。

来店予約率につきましては、沖縄県沖縄市の「ご来店受付センター」に電話アポイント業務を集中させ、来店予約業務の効率化を行いました。

営業力につきましては、外部研修機関の協力のもと、現場力を強化する研修を継続して実施するとともに、10月より、入会時の婚活準備から出会い、成婚までのプログラムを一体化した新商品「パーソナルサポートプラン」の販売を開始し、新規入会者の獲得に取り組みました。

会員サポートにおきましては、7月より、新規入会者に対して「3ヶ月フォロープログラム」を導入実施し、早期退会抑制に取り組みました。また、9月には、会員さま向けポータルサイトを刷新し、会員活動の活性化と利便性向上に取り組みました。

これらの取り組みを実施してまいりましたが、一部店舗においてはマリッジコンサルタントの欠員補充等の遅れにより店舗体制が不十分となったことや「ご来店受付センター」のアポイントのスキルアップに時間がかかるなどスムーズな移行ができなかったことなども起因し、当事業年度における成果は限定的なものとなり、全体としては来店予約率、入会契約率ともに前年を下回る結果となりました。

また、10月の新商品販売により入会時単価は73.2千円（前年68.8千円）と向上しましたが、首都圏を中心に競争が激化する中、当社サービスの優位性を差別化の武器として効果的にアピールすることが出来ず、新規入会者数は計画を下回りました。退会者数においてもフォロープログラムによる抑制効果はあったものの、依然、新規入会者数を上回る推移となり、会員数は期首より6%減となりました。これにより月会費収入が減少したことで売上高は前年比96.7%となりました。

（ライフデザイン事業）

ライフデザイン事業につきましては、地方創生を婚活支援と地域活性化で取り組む「ミライカレッジプロジェクト」の受託や、地酒をテーマとした地域活性化イベント「KURATOMO」等を実施してまいりました。

当年の受託件数は25件（前年13件）と前年から伸長したことで、売上高は前年比168.5%となりました。

（パーティ・イベント事業）

パーティ・イベント事業につきましては、少人数の出会いパーティの参加人数がツヴァイ会員の減少等により前年を下回りました。その不足を補うべく法人団体等からのパーティ・セミナーの企画・運営の受注に重点的に取り組んでまいりましたが、売上高は前年比78.3%となりました。

（ウエディング事業）

ウエディング事業につきましては、「定額マリッジ」の少人数プラン等の新商品開発や提携会場の新規開拓を実施しながら、成婚者や法人団体へのアプローチを強化し、式場やジュエリー販売への送客増加に取り組みました。

これらの取り組みにより、売上高は前年比129.0%となりました。

以上、さまざまな取り組みを実施してまいりましたが、会員数の増加や売上高への反映には時間がかかっており、売上高は37億63百万円（前年比96.7%）となりました。

経費につきましては、ご来店受付センター費用やマリッジコンサルタントの雇用拡大に伴うコスト増などにより、売上原価は17億69百万円（前年比105.5%）と増加となりました。会報誌のWEB化による印刷費、通信費の削減などに取り組み、販売費および一般管理費は19億43百万円（前年比94.0%）と削減をしたものの、売上高の前年からの落込みを補うには至りませんでした。

これにより、営業利益50百万円（前年比34.3%）、経常利益83百万円（前年比46.6%）、当期純利益36百万円（前年比38.7%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資の総額は、3億31百万円であり、その主な内訳は次のとおりであります。

① 会員ポータルサイト	・・・	2億33百万円
② 基幹システム関連	・・・	41百万円
③ 営業拠点設備	・・・	18百万円
④ ウェブシステム	・・・	17百万円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

- ① ツヴァイ事業のサービス品質の向上
 - ・会員向けポータルサイトのサービス機能拡充と利用促進により、会員さま同士の出会いの機会を拡大させてまいります。また、会員向け婚活支援サイトと会員フォロープログラムの内容を更に充実させることで、活動が停滞している会員さまの活性化を促進し、成婚者数を増加させてまいります。
 - ・マリッジコンサルタントのコミュニケーション能力と営業力の強化に取り組み、店舗にご来店頂いたお客さまの満足度を向上させることで、新規入会者数と会員数の拡大につなげてまいります。
- ② 周辺事業の収益向上
 - ・ツヴァイ会員外パーティのクラブチャティオにつきましては、従来のお見合いパーティ中心のモデルから、体験型、イベント型パーティへ移行し収益構造を変化させ、参加者数の拡大と収益の安定化を図ってまいります。また、新たにシニア向けの交流会メニューを開発し、拡大してまいります。
 - ・ウエディング事業につきましては、ツヴァイ成婚者の式場等への送客収入に加え、定額マリッジ等の結婚関連商品の開発と拡販に取り組み、収益を拡大させてまいります。
- ③ 法人、自治体向けサービスの拡大
 - ・自治体、法人との連携を強化し、婚活支援事業の受託件数と規模を拡大してまいります。
 - ・移住定住プログラム「ミライカレッジプロジェクト」につきましては、各自治体が立案している地方版総合戦略に基づきながら、実施プログラムのパターンを増やし、受託件数の拡大と更なる地域活性化に寄与してまいります。また、女性の多い会員組織へのアプローチを強化し、首都圏女性の参加者を拡大させてまいります。
- ④ ダイバーシティの推進
 - ・従業員が有する多様なスキルや能力、価値観を活かして新しい価値を創造する「ダイバーシティ経営」を推進してまいります。
 - ・女性管理職比率50%の実現を目指し女性の活躍を推進してまいります。
 - ・人事制度、教育等を見直し働きがいがある職場を実現してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

	第30期 (2013年度)	第31期 (2014年度)	第32期 (2015年度)	第33期 (2016年度)
売上高(千円)	4,118,096	3,793,037	3,890,623	3,763,450
経常利益(千円)	392,461	266,396	179,202	83,513
当期純利益(千円)	55,502	114,042	93,470	36,153
1株当たり当期純利益(円)	14.22	29.10	23.77	9.17
総資産(千円)	4,835,285	5,007,348	4,990,220	4,713,460
純資産(千円)	4,077,189	4,149,429	4,117,522	3,988,548
1株当たり純資産額(円)	1,037.48	1,052.31	1,041.95	1,008.29

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、「(期末純資産－新株予約権) / (期末発行済株式数－自己株式数)」で算出しております。
 3. 第32期まで連結計算書類を作成しておりましたが、第33期より子会社ZWEI (THAILAND) CO., LTD. を連結の範囲から除いたことにより連結計算書類を作成しておらず、すべて個別計算書類の業績を記載しております。

(6) 親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社は当社の議決権の64.83%を所有し、同社を含むイオングループで68.89%を所有しております。

親会社であるイオン株式会社との資金運用等の取引については、市場金利を勘案し決定することにしております。

また、当該取引に当たっては、法令、社内規定に基づき、取締役会における議論を経て取引条件が一般的な取引と同様であること等を確認のうえ、実施の可否を決定しており、当社取締役会は当社の利益を害することはないと判断しております。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
ZWEI (THAILAND) CO., LTD.	10百万タイバーツ	90.57%	タイ王国における結婚相手紹介サービス

※連結の範囲から除いても当社の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度であることから、連結計算書類は作成しておりません。

(7) **主要な事業内容** (2017年2月28日現在)

配偶者選択過程における結婚適合性診断とそれに基づく情報提供(結婚相手紹介サービス)を主体とし、これに付帯する引き合わせサービス、パーティやイベントの開催、ウエディングサービスおよびライフデザインセミナーなどを行っております。

(8) **主要な営業所** (2017年2月28日現在)

本社、営業拠点、クラブチャティオラウンジおよびウエディングデスクは以下のとおりです。

本 社	東京都中央区銀座五丁目9番8号
営 業 拠 点	北海道・東北地区：札幌、旭川、盛岡、仙台、山形、郡山 関東・甲信越地区：日比谷本店、八重洲、新宿、赤坂見附、池袋、宇都宮、高崎、水戸、さいたま、レイクタウン(越谷市)、幕張新都心、柏、千葉、船橋、立川、横浜、町田、川崎ルフロン、藤沢、甲府、長野、松本、新潟 北陸・中部地区：名古屋、岡崎、四日市、岐阜、静岡、浜松、富山、金沢 近畿地区：大阪、難波、草津、京都、奈良、和歌山、神戸、姫路 中国・四国地区：岡山、広島、高松、松山 九州・沖縄地区：北九州、福岡、熊本、長崎、大分、鹿児島、那覇
クラブチャティオラウンジ	銀座
ウエディングデスク	つくば

(注) 1. 新宿および名古屋の営業拠点は、クラブチャティオラウンジを併設しております。

2. 日比谷本店、レイクタウン、幕張新都心、名古屋および大阪の営業拠点は、ウエディングデスクを併設しております。

(9) **会社の従業員の状況** (2017年2月28日現在)

区 分	従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	36名	1名増	42.3歳	12.2年
女 性	83名	3名増	44.2歳	6.6年
計	119名	4名増	43.6歳	8.3年

- (注) 1. 従業員数には、パートタイマー58名（ただし、月間160時間換算）は含まれておりません。
2. 従業員数は、社外から当社への出向者3名を含む人数であります。
3. 上記以外のマリッジコンサルタント社員（MC社員）および業務委託者の状況は、以下のとおりです。

区 分	人 数	前事業年度末比増減
MC社員	175名	13名増
業務委託者	50名	30名減

(10) **主要な借入先** (2017年2月28日現在)

該当事項はありません。

(11) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2017年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 14,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 3,944,400株
 (自己株式298株を含む)
 (3) 株主数 3,436名
 (4) 上位10名の株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
イ オ ン 株 式 会 社	2,556	64.80
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	75	1.90
ツ ヴ ァ イ 社 員 持 株 会	52	1.32
ミ ニ ス ト ッ プ 株 式 会 社	50	1.26
イ オ ン フ ィ ナ ン シ ャ ル サ ー ビ ス 株 式 会 社	30	0.76
イ オ ン デ ィ ラ イ ト 株 式 会 社	30	0.76
池 田 晃	22	0.57
梅 沢 明 弘	20	0.50
マ ッ ク ス バ リ ュ 西 日 本 株 式 会 社	20	0.50
株 式 会 社 コ ッ ク ス	20	0.50

(注) 持株比率は自己株式 (298株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2017年2月28日現在)

名称 (発行日)	行使期間	新株予約 権の数	目的となる 株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第2回新株予約権 (2009年4月21日)	2009年5月21日～ 2024年5月20日	10個	1,000株	取締役1名	1株当たり 422円	1株当たり 1円
第3回新株予約権 (2010年4月21日)	2010年5月21日～ 2025年5月20日	10個	1,000株	取締役1名	1株当たり 531円	1株当たり 1円
第4回新株予約権 (2011年4月21日)	2011年5月21日～ 2026年5月20日	5個	500株	取締役1名	1株当たり 503円	1株当たり 1円
第5回新株予約権 (2012年4月21日)	2012年5月21日～ 2027年5月20日	10個	1,000株	取締役1名	1株当たり 583円	1株当たり 1円
第6回新株予約権 (2013年5月1日)	2013年6月1日～ 2028年5月31日	30個	3,000株	取締役3名	1株当たり 611円	1株当たり 1円
第7回新株予約権 (2014年5月10日)	2014年6月10日～ 2029年6月9日	15個	1,500株	取締役3名	1株当たり 589円	1株当たり 1円
第8回新株予約権 (2015年5月1日)	2015年6月1日～ 2030年5月31日	30個	3,000株	取締役4名	1株当たり 656円	1株当たり 1円
第9回新株予約権 (2016年5月2日)	2016年6月1日～ 2031年5月31日	35個	3,500株	取締役5名	1株当たり 592円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件 (各回共通)

- ・権利行使時において当社の取締役または監査役であることを要する。ただし、当社の取締役および監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限り権利行使ができるものとする。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

なお、2017年4月12日開催の取締役会において、当事業年度に係る職務執行の対価として、取締役に対して株式会社ツヴァイ第10回新株予約権を2017年5月1日に発行する決議をしております。その主要な事項は次のとおりであります。

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| ①新株予約権の数 | 35個 |
| ②新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 普通株式3,500株 (新株予約権1個につき100株) |
| ③新株予約権の発行価額 | 割当日における会計上の公正な評価額 |
| ④新株予約権の行使価額 | 1株当たり1円 |
| ⑤新株予約権の行使期間 | 2017年6月1日～2032年5月31日 |
| ⑥新株予約権の行使の条件 | 各回新株予約権と同様 (前述記載のとおりです。) |
| ⑦付与されるものの人数 | 当社取締役5名 |

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の状況 (2017年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 状 況
代 表 取 締 役 社 長	縣 厚 伸	
取 締 役	福 島 徹	会員サポート本部長
取 締 役	江 口 勉	事業開発本部長
取 締 役	後 藤 喜 一	経営管理本部長
取 締 役	原 田 直 樹	営業本部長
取 締 役	黒 柳 泰 子	弁護士、株式会社旺文社社外取締役
取 締 役	大 重 絹 子	株式会社人財育成大重塾代表取締役社長
常 勤 監 査 役	岩 崎 昭 二	メガペトロ株式会社監査役
監 査 役	神 部 範 生	弁護士、リフォームスタジオ株式会社監査役
監 査 役	柴 崎 正 恭	イオンクレジットサービス株式会社監査役
監 査 役	谷 口 博 司	イオン株式会社単体経理部マネージャー

- (注) 1. 2016年5月24日開催の第32期定時株主総会において、大重絹子氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 2016年5月24日開催の第32期定時株主総会の終結の時をもって、稲田道治氏は辞任により監査役を退任いたしました。岩崎昭二氏は稲田道治氏の補欠として監査役に選任され、就任いたしました。
3. 黒柳泰子氏および大重絹子氏は、社外取締役であります。また、黒柳泰子氏および大重絹子氏は東京証券取引所の定める独立役員であります。
4. 神部範生氏および柴崎正恭氏は社外監査役であります。また、神部範生氏は東京証券取引所の定める独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区	分	人	数	報 酬 等 の 額
取	締	役	7名	66,141千円
(うち社外)	取	締	(2名)	(6,000千円)
監	査	役	3名	15,900千円
(うち社外)	監	査	(2名)	(6,000千円)
合	計		10名	82,041千円

- (注) 1. 上記の他、期中退任の監査役1名に対し、当期中に5,020千円を支給しております。
 2. 上記の支給人員は、無報酬の監査役1名を除いております。
 3. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額230,000千円であります。(2007年5月15日定時株主総会決議)
 4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額50,000千円であります。(2007年5月15日定時株主総会決議)
 5. 報酬等の総額には、当事業年度において計上した役員業績報酬引当金(取締役5名、2,121千円)が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と他の法人等の関係
- ・ 取締役黒柳泰子氏は、株式会社旺文社の社外取締役に兼務しております。なお、当社と株式会社旺文社との間に特別の関係はありません。
 - ・ 取締役大重絹子氏は、株式会社人財育成大重塾の代表取締役に社長を兼務しております。なお、当社と株式会社人財育成大重塾との間に特別の関係はありません。
 - ・ 監査役神部範生氏は、リフォームスタジオ株式会社の監査役に兼務しております。リフォームスタジオ株式会社は、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であります。なお、当社はリフォームスタジオ株式会社との間に特別の関係はありません。
 - ・ 監査役柴崎正恭氏は、イオンクレジットサービス株式会社の監査役に兼務しております。イオンクレジットサービス株式会社は、当社の親会社であるイオン株式会社の子会社であるイオンフィナンシャルサービス株式会社の子会社であります。なお、当社はイオンクレジットサービス株式会社とは、クレジットカードの加盟店契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役 黒柳泰子	当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験を生かした専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 大重絹子	2016年5月24日就任以来開催の取締役会13回すべてに出席いたしました。「人財」育成の知見と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 神部範生	当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席しました。また、当事業年度開催の監査役会17回すべてに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験を生かした専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 柴崎正恭	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会17回すべてに出席いたしました。取締役会および監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役黒柳泰子氏、社外取締役大重絹子氏および社外監査役神部範生氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第26条と第34条の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が規定する額としております。

④ 親会社または当該親会社の子会社からの役員報酬等の総額 18百万円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬	29,200千円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,200千円

(注) ①について、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保し、その社会的責任を果たすため、イオン行動規範およびコンプライアンス・ポリシーを取締役および使用人の全員に周知徹底させます。
 - ② 取締役会は、法令等遵守（以下、「コンプライアンス」といいます。）の体制を含む内部統制システムの整備の方針および計画について決定するとともに、定期的に運用の状況について報告を受けます。
 - ③ 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備、運用の状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
 - ④ 内部統制基本規程を定め、当該規程に基づき「内部統制システム委員会」ならびにその下部組織として「リスク管理委員会」を設置し、また、「リスク管理委員会」の下に「情報セキュリティ委員会」を設置し、これらが連携して、コンプライアンス体制を含む内部統制システムの整備、運用を推進します。
 - ⑤ 内部統制システム全般を担当する責任者として内部統制担当役員を置きます。また、内部統制担当役員は、リスク管理担当および情報セキュリティ担当を兼務します。
 - ⑥ 取締役および使用人に対するコンプライアンスに関する研修や、マニュアルの整備等により、取締役および使用人のコンプライアンスに関する知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成します。
 - ⑦ 取締役会は、反社会的勢力との関係遮断のための基本方針を定め、社内体制の整備を行い、反社会的勢力からの不当な要求に対して、当社および子会社をあげて組織的に対応する風土を構築します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役会、経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、重要な決裁に係る情報、財務に係る情報、リスクおよびコンプライアンスに関する情報、その他取締役の職務の執行に係る情報を記録、保存、管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
 - ② お客さま情報を含む個人情報適切に取り扱われるよう、個人情報の安全管理に関する規程を整備し、当社および子会社全体で個人情報の安全管理を徹底します。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社および子会社経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する規程を整備し、事前予防体制を構築します。
 - ② 当社および子会社経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行うために「リスク管理委員会」を設置します。
 - ③ 「リスク管理委員会」は、経営に重大な影響を及ぼすリスクに対応するためのマニュアル等を整備し、リスク管理体制を構築します。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会において中長期の方向性や課題を基に年度単位の計画を作成し、単年度の計画の進捗を月次で確認し次月以降の取り組みの見直しを行います。四半期毎の結果および年度の見通しについて、各四半期毎の決算情報等において開示いたします。
- ② 取締役会を毎月1回以上開催し、子会社を含めた当社および子会社全体に関わる重要事項の意思決定および取締役の職務執行の監督を適切に行います。
- ③ 取締役会を補完し、経営諸課題に対する迅速かつ適切な対応を図るため、取締役および各部門執行責任者を中心に構成する経営会議を毎月2回程度開催し、迅速な意思決定と機動的な経営が可能な体制を構築します。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社管理規程に基づき、子会社に対し、当社の取締役会または経営会議への事業内容の定期的な報告を求めます。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理委員会」は、リスク管理に関連する規程およびマニュアル等に基づいて、子会社を含む当社および子会社全体のリスクを適切に評価し、管理する体制を構築します。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社および子会社全体の重点経営目標および予算配分等を定め、当社および子会社経営を適正かつ効率的に運営する体制を構築するとともに、子会社管理規程に基づき、子会社の担当部署および担当責任者を置き、重要案件について事前協議を行うなど、子会社の自主性を尊重しつつ、状況に応じて必要な管理を行います。
- ④ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
イオン行動規範およびコンプライアンス・ポリシーを子会社の取締役および使用人の全員に周知徹底させるとともに、「リスク管理委員会」は、当社および子会社全体のコンプライアンス管理に必要な体制の整備を行い、子会社を含む当社および子会社全体のコンプライアンス体制を構築します。
- ⑤ 親会社およびグループ各社との業務の適正を確保するための体制
当社は、イオングループが定期的に開催する分野別部門長会議に参加し、法改正の動向と対策および業務効率化に資する対処事例等を積極的に有効活用を行います。ただし、具体的対応の決定については、自主的に決定するものとします。また、親会社およびその子会社との取引については、市場金利および他の取引先との取引条件を勘案し、当社の株主利益を損なわない方策を講じるものとします。
- (6) 財務報告の適正性を確保するための体制
当社および子会社における財務報告に関する重要な虚偽記載が発生するリスクを識別、分析し、リスク低減のため、財務報告に関する規程の整備、業務手順の明確化を行い、毎年、その整備、運用状況の評価を行います。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、業務執行部門から独立した「監査スタッフ」として、適切な人材を配置します。
- (8) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
「監査スタッフ」の使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。
- (9) 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
「監査スタッフ」は、他部署を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとします。
- (10) 監査役への報告に関する体制
- ① 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
取締役および使用人は、当社および子会社経営に重大な影響を及ぼす事態が発生したまたは発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役へ、速やかに適切な報告を行います。また、各部門を統括する取締役は、監査役会と協議のうえ、適宜、担当部門のリスク管理体制について報告を行います。
- ② 子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社および子会社経営に重大な影響を及ぼす事態が発生したまたは発生する恐れがあるとき、当該子会社の取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したとき、当社の監査役から当該子会社の業務執行に関する事項について報告を求められたとき、その他当社の監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の監査役へ、速やかに適切な報告を行います。
- (11) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これを当社および子会社の取締役および使用人全員に周知徹底させます。
- (12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年度、一定額の予算を設け、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況について

当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

- (1) 内部統制システム構築の基本方針ならびに内部統制基本規程の改訂
当社は、2016年4月19日の当社取締役会の決議により内部統制システム構築の基本方針ならびに内部統制基本規程を改訂いたしました。
また、毎月内部統制システム委員会を実施し、情報の共有および課題の抽出、対策に向けた取組みを実施しております。開催回数：11回
- (2) 監査体制
監査役4名中2名を社外監査役とし、監査役会は、月1回以上、定時ないし臨時に開催しております。また、業務執行部門から独立した「内部監査室」を設置し、重要会議への出席や取締役からのヒアリングによる情報収集、店舗をはじめとする独自の実態調査を行っております。さらに会計監査人と連携して監査役会の職務の補助をすることで監査の実効性を確保しています。
監査役会開催回数：17回
- (3) コンプライアンス体制
イオンピープルが共有する日常行動の基本的な考え方、判断基準をまとめた「イオン行動規範」の従業員への周知徹底を図るとともに、コンプライアンス意識の向上や基本理念の共有を目的とした研修を継続して実施しています。また、法令や倫理規定に違反する行為の未然防止および早期発見を目的に、「イオン行動規範110番相談窓口」を設置し従業員に周知しております。加えて、通報・相談内容に対して、関連部署が調査確認し、是正・再発防止を講じています。
開催回数：9回、その他入社時等随時実施
- (4) リスク管理体制および情報セキュリティ体制
リスク管理体制および情報セキュリティ体制については、リスクマネジメント規程、情報セキュリティ基本方針他の規程およびマニュアルの制定に基づき、半期に一度の会議、各種研修の実施、個人情報他の実態調査や監査を実施しております。
開催回数：各2回
- (5) 職務執行の適正および効率性の確保に対する取組み
取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は、計18回開催し、各議案についての、審議、業務執行の状況等の監督を行っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は、特に定めておりません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの安定的利益還元を経営の最重要目標のひとつとして位置付けており、今後も継続して株主の皆さまへの利益還元をしていきたいと考えております。内部留保資金につきましては、店舗の新規出店、既存店舗の改装およびシステム投資等として活用し、事業基盤の強化拡大に努め、株主の皆さまのご期待に応えてまいります。

また、剰余金の配当の決定に当たりましては、単年度利益だけではなく中長期の方針に基づき、安定的に配当が継続できるように取り組んでまいります。

なお、当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株につき普通配当30円とさせていただくことを2017年4月21日開催の取締役会にて決議いたしました。

貸借対照表

(2017年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	2,043,344	流動負債	311,450
現金及び預金	85,919	買掛金	42,944
売掛金	538,715	リース負債	12,195
前払費用	79,446	未払金	43,811
短期貸付金	70,000	未払費用	92,756
関係会社預け金	1,210,000	未払消費税等	34,952
繰延税金資産	30,928	前受金	51,321
金銭の信託	74,000	賞与引当金	16,270
その他	25,854	役員業績報酬引当金	2,121
貸倒引当金	△71,520	設備未払金	776
固定資産	2,670,115	資産除去債務	8,401
(有形固定資産)	(254,021)	その他	5,898
建物	105,734	固定負債	413,461
器具及び備品	105,000	リース債務	35,569
リース資産	43,286	繰延税金負債	250,295
(無形固定資産)	(836,971)	退職給付引当金	55,967
ソフトウェア	781,616	資産除去債務	71,629
ソフトウェア仮勘定	51,705	負債合計	724,912
電話加入権	3,650	【純資産の部】	
(投資その他の資産)	(1,579,122)	株主資本	3,324,070
投資有価証券	1,015,574	(資本金)	455,494
敷金	342,796	(資本剰余金)	461,481
保険積立金	219,102	資本準備金	461,481
その他	1,649	(利益剰余金)	2,407,455
資産合計	4,713,460	利益準備金	60,000
		その他利益剰余金	2,347,455
		別途積立金	2,310,000
		繰越利益剰余金	37,455
		(自己株式)	△362
		評価・換算差額等	652,759
		(その他有価証券評価差額金)	652,759
		新株予約権	11,719
		純資産合計	3,988,548
		負債及び純資産合計	4,713,460

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損 益 計 算 書

(2016年3月1日から
2017年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,763,450
売 上 原 価	1,769,841
売 上 総 利 益	1,993,609
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,943,403
営 業 利 益	50,205
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,084
受 取 配 当 金	28,860
そ の 他	3,440
営 業 外 費 用	
そ の 他	1,077
経 常 利 益	83,513
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	2,718
賃 貸 借 契 約 解 約 損	1,964
災 害 に よ る 損 失	1,933
税 引 前 当 期 純 利 益	76,896
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	16,146
法 人 税 等 調 整 額	24,597
当 期 純 利 益	36,153

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(2016年3月1日から
2017年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計		
2016年3月1日期首残高	454,779	460,768	60,000	2,330,000	99,535	2,489,535	△362	3,404,721
事業年度中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	715	713						1,428
剰余金の配当					△118,233	△118,233		△118,233
別途積立金の取崩				△20,000	20,000	-		-
当期純利益					36,153	36,153		36,153
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	715	713	-	△20,000	△62,079	△82,079	-	△80,651
2017年2月28日期末残高	455,494	461,481	60,000	2,310,000	37,455	2,407,455	△362	3,324,070

	評価・換算差額等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金		
2016年3月1日期首残高	701,727	11,072	4,117,522
事業年度中の変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			1,428
剰余金の配当			△118,233
別途積立金の取崩			-
当期純利益			36,153
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△48,968	647	△48,321
事業年度中の変動額合計	△48,968	647	△128,973
2017年2月28日期末残高	652,759	11,719	3,988,548

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 子会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| (2) その他有価証券
時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法を採用しております。 |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 有形固定資産 | 経済的耐用年数に基づく定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| | 建物（建物附属設備） 3年～10年 |
| | 器具及び備品 3年～5年 |
| (2) 無形固定資産
ソフトウェア | 社内における利用可能期間（3年～10年）に基づく定額法 |
| (3) リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

3. 引当金の計上基準

- | | |
|---------------|---|
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。 |
| (3) 役員業績報酬引当金 | 役員に支給する業績報酬に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。 |
| (4) 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。
過去勤務費用は、発生年度において一括損益処理しております。 |

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

- 1. 有形固定資産の減価償却累計額 677,737千円
- 2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務
 - (1) 短期金銭債権 70,860千円
 - (2) 短期金銭債務 7,144千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高
 営業取引による取引高
 販売支払手数料 13,164千円
 その他 5,969千円
 営業取引以外の取引高
 受取利息 2,067千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	3,941,400株	3,000株	－株	3,944,400株

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	298株	－株	－株	298株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2016年4月13日 取締役会	普通株式	118,233	30	2016年2月29日	2016年5月9日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年4月21日 取締役会	普通株式	118,323	利益剰余金	30	2017年2月28日	2017年5月9日

4. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる 株式の種類	当事業年度末の株式数
第2回新株予約権	普通株式	1,000株
第3回新株予約権	普通株式	1,000株
第4回新株予約権	普通株式	500株
第5回新株予約権	普通株式	1,000株
第6回新株予約権	普通株式	6,000株
第7回新株予約権	普通株式	3,000株
第8回新株予約権	普通株式	3,700株
第9回新株予約権	普通株式	3,500株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、運転資金および設備投資資金を基本として自己資金で賄っております。また、一時的な余剰資金の運用については安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブに関する取引は行っておりません。

投資有価証券は、時価のある株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年2月28日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（注2）参照）

	貸借対照表計上額(※1) (千円)	時価(※1) (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	85,919	85,919	—
(2) 売掛金	538,715	538,715	—
(3) 短期貸付金	70,000		
貸倒引当金(※2)	△70,000		
	—	—	—
(4) 関係会社預け金	1,210,000	1,210,000	—
(5) 金銭の信託	74,000	74,000	—
(6) 投資有価証券			
その他有価証券	1,012,574	1,012,574	—
(7) 敷金	342,796	343,192	396
(8) 買掛金	(42,944)	(42,944)	—
(9) 未払金	(43,811)	(43,811)	—
(10) 未払消費税等	(34,952)	(34,952)	—
(11) 設備未払金	(776)	(776)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 短期貸付金は、これに対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 関係会社預け金ならびに(5) 金銭の信託

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期貸付金

短期貸付金については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(7) 敷金

敷金の時価については、一定の債権分類ごとに合理的に見積もった償還予定時期に基づき、リスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 買掛金、(9) 未払金、(10) 未払消費税および(11) 設備未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額3,000千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(6) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産	
貸倒引当金	21,400千円
賞与引当金	4,994千円
その他	4,533千円
繰延税金資産合計	<u>30,928千円</u>

(固定の部)

繰延税金資産	
資産除去債務	21,858千円
退職給付引当金	17,113千円
減価償却超過額	4,515千円
その他	8,259千円
繰延税金資産小計	<u>51,747千円</u>
評価性引当額	<u>△11,376千円</u>
繰延税金資産合計	<u>40,370千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△6,994千円
その他有価証券評価差額金	<u>△283,671千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△290,666千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△250,295千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	32.8%
(調整)	
住民税均等割	19.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.5%
評価性引当額	0.3%
税率変更	4.2%
その他	△1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>53.0%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第十五号）」および「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第十三号）」が2016年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算（ただし、2017年3月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.1%から、2017年3月1日に開始する事業年度および2018年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%、2019年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5%に、それぞれ変更されています。

その結果、繰延税金負債が11,636千円減少し、法人税等調整額(借方)が3,244千円増加し、その他有価証券評価差額金(貸方)が14,881千円増加しております。

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、親会社であるイオン株式会社および同社の主要国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度ならびに確定拠出年金制度および退職金前払制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 確定給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	263,095千円
勤務費用	8,594千円
利息費用	2,367千円
数理計算上の差異の当期発生額	7,086千円
退職給付の支払額	△11,137千円
期末における退職給付債務	270,006千円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	※	193,475千円
期待運用収益		4,856千円
数理計算上の差異の当期発生額		11,808千円
事業主からの拠出額		10,790千円
退職給付の支払額	※	△11,137千円
期末における年金資産	※	209,794千円

※「期首における年金資産」および「退職給付の支払額」ならびに「期末における年金資産」は、当社の親会社であるイオン株式会社および同社の主要な国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度における退職給付債務の金額の割合に応じて按分計算した金額であります。

(3) 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	270,006千円
年金資産	△209,794千円
未積立退職給付債務	60,212千円
未認識数理計算上の差異	△4,245千円
退職給付引当金	55,967千円

(4) 退職給付に関する損益

勤務費用	8,594千円
利息費用	2,367千円
期待運用収益	△4,856千円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	740千円
確定給付制度に係る退職給付費用	6,846千円

(5) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	53.8%
株式	18.7%
生命保険の一般勘定	14.2%
その他	※ 13.3%
合計	100.0%

※その他には、主として現金、オルタナティブ投資が含まれております。

(6) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.8%
長期期待運用収益率	2.51%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、10,422千円であります。

4. 退職金前払い制度

退職金前払い制度の要支給額は、340千円であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	イオン株式会社	純粋持株会社	(被所有) 直接 64.83 間接 4.06	資金運用等	資金の寄託運用等 利息の受取	160,000 1,018	関係会社 預け金	1,210,000

- (注) 1.取引条件および取引条件の決定方針等
寄託運用資金の適用金利は、市場金利を勘案し決定することにしております。
運用にあたっては、内規に基づき預入の都度取締役会承認を経て決定しております。
- 2.資金の寄託運用等の取引金額は当事業年度中の減少額を記載しております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ZWEI(THAILAND) CO.,LTD.	結婚相手紹介サービス	所有 直接 90.57	役員の兼任	利息の受取	1,049	短期貸付金	70,000

- (注) 取引条件および取引条件の決定方針等
貸付金の適用金利は、市場金利を勘案し決定することにしております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,008円29銭
2. 1株当たり当期純利益 9円17銭

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年4月12日

株式会社ツヴァイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 樋 口 義 行 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 草 野 耕 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツヴァイの2016年3月1日から2017年2月28日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年3月1日から2017年2月28日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、政策発表会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、営業を停止中のタイ子会社について、必要に応じて業務の執行状況の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年4月17日

株式会社ツヴァイ 監査役会

常勤監査役 岩 崎 昭 二 ㊟

社外監査役 神 部 範 生 ㊟

社外監査役 柴 崎 正 恭 ㊟

監 査 役 谷 口 博 司 ㊟

以 上

株主総会会場のご案内

【場 所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 帝国ホテル 本館2階 牡丹の間

【TEL】 03(3504)1111(代表)

【交通】 JR

・山手線・京浜東北線／有楽町駅…徒歩5分

地下鉄

・東京メトロ日比谷線・千代田線・都営三田線／日比谷駅(A13出口)…徒歩3分

・都営三田線／内幸町駅(みずほ銀行本店方面出口)…徒歩3分

・東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線／銀座駅(C1出口)…徒歩5分

